

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「森林（もり）から創（はじ）まる地域創生」事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県宍粟市

3 地域再生計画の区域

兵庫県宍粟市の全域

4 地域再生計画の目標

【地域の現状及び課題】

本市は、県内最高峰の氷ノ山をはじめとする宍粟 50 名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれており、先人たちによって固有の文化や伝統が育まれてきた。

本市の人口は、恒常的に減少を続け、令和 2（2020）年では、34,819 人となっており、平成 2（1990）年から 30 年間で 28.1%の減少となっている。特に年少人口（0～14 歳）が 6 割減となり、高齢者人口（65 歳以上）が約 1.5 倍に増加している。将来推計をみると、今後も人口は減少し続け、令和 7（2025）年には 31,340 人となり、さらに長期的には令和 42（2060）年で 12,555 人と、令和 2（2020）年の 3 分の 1 程度まで減少すると予測されている。

本市では、10 代後半から 20 代の若年層を中心として、就学・就職を機に都市部へ転出し、その後地元へ戻らないことが人口減少の大きな要因となっており、人口減少、少子高齢化がより一層進むことで、集落・地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには市民が日常生活を営む生活圏において必要な機能が失われる等、様々な問題が懸念される。

このように、人口減少社会に直面している本市において、人口減少への対策は重点的かつ戦略的に取り組むべき課題である。

【基本目標】

この課題に対応するため、次に掲げる基本目標の達成に取り組み、森林と共に歩んできた「森林（もり）と共に生きるまち」であることを再認識する中で、「住まい」「仕事」「観光」「子育て・教育」「環境」「保健・休養」といった様々な面において、森林（もり）からの恩恵を最大限に生かしていくことで、宍粟市らしい特色あるまちづくりと新たな付加価値の創出により地域経済を活性化していく。また、市民、地域・団体、企業、行政相互の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成によって、森林（もり）から創（はじ）まる多様な取組を総合的に展開し、人と自然が輝き活力に満ちた持続可能な地域の創生をめざす。

- ・基本目標 1 【住む】集落・地域の活性化と移住・定住の促進
- ・基本目標 2 【働く】雇用の創出と就職支援
- ・基本目標 3 【産み育てる】少子化対策
- ・基本目標 4 【まちの魅力】選ばれるまちづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2026年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	宍粟市に住みたいと思う人の割合※	72%	80%	基本目標 1
	転出超過の是正（年間）	277人	245人	
イ	就業率	56.9%	56.9%	基本目標 2
ウ	出生数（年間）	190人	165人	基本目標 3
エ	年間観光入込客数（単年度）	105.3万人	116.5万人	基本目標 4

※2021 年度までに実施した事業の効果検証に活用。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

「森林（もり）から創（はじ）まる地域創生」事業

ア 【住む】集落・地域の活性化と移住・定住の促進事業

イ 【働く】雇用の創出と就職支援事業

ウ 【産み育てる】少子化対策事業

エ 【まちの魅力】選ばれるまちづくり事業

② 事業の内容

ア 【住む】集落・地域の活性化と移住・定住の促進事業

参画と協働・男女共同参画の推進（自主自立のまちづくり）、生活圏の拠点づくりの推進（生活圏の拠点づくりの推進、公共交通ネットワークの充実）、健康づくりの推進（生涯を通じた健康づくり活動の推進、スポーツを通じた健康づくり）、スポーツ活動の推進（生涯スポーツ活動の推進）、高齢者福祉の充実（地域包括ケアの充実、高齢者の生きがいづくり・介護予防事業の推進）、資源循環型社会の構築（ごみの適正処理・再資源化の促進、再生可能エネルギーの導入促進）、消費者行政の推進（消費者市民社会の形成）、移住・定住促進の充実（移住・定住の促進、空き家活用の推進）等、集落・地域の活性化と移住・定住を促進する事業。

イ 【働く】雇用の創出と就職支援事業

林業の振興（宍粟材流通の拡大促進、担い手の確保・育成、林業生産基盤の整備）、農業の振興（生産の振興と流通の促進、担い手の確保・育成、農業生産基盤の整備）、商工業の振興（中小企業の経営安定化、企業誘致の推進と起業家支援、6次産業化・産業間連携の促進、就職支援の充実）等、雇用の創出と就職を支援する事業。

ウ 【産み育てる】少子化対策事業

子育て支援の充実（子育て支援の充実、地域や社会で子育てを支える体制づくり、保育ニーズへの対応）、就学前教育の充実（幼児教育・保育の充実）、学校教育の充実（生きる力（確かな学力、豊かな心、健や

かな体）の育成）、移住・定住促進の充実（出会いの場の創出・結婚支援）、参画と協働・男女共同参画の推進（男女共同参画社会の形成、女性活躍の推進）等、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに資する事業。

エ 【まちの魅力】選ばれるまちづくり事業

観光の振興（観光資源の有効活用、体験型ツーリズムの推進、観光客受入体制の充実、魅力の発信の強化）、森林・田園・まち並み景観の保全（森林環境・水辺空間の保全、田園・まち並み景観の保全、景観の魅力化）等、選ばれるまちづくりに資する事業。

※ なお、詳細は第2次宍粟市総合計画後期基本計画、第2次宍粟市地域創生総合戦略及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けた第2次宍粟市地域創生総合戦略＜Plus DX版のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

476,000千円（2020年度～2026年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月頃に外部委員による宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会による検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2027年3月31日まで

6 計画期間

2020年4月1日から2027年3月31日まで